

議案第 40 号

財産の取得について（小学校職員室備品）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 11 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 の 内 容 | 三朝小学校職員室備品 一式 |
| 2 契約の相手方 | 鳥取県倉吉市広栄町 941 番地 5
株式会社 衣笠商会
代表取締役 衣笠 良輔 |
| 3 取 得 金 額 | 9, 6 4 2, 6 0 0 円 |
| 4 取 得 の 目 的 | 新たに整備する小学校の職員室に必要な備品の整備 |